

実務経験について（たたき台）

- 実務を経験する期間は3年を目安としてはどうか
- 複数分野での実務を積むことができるよう、主たる勤務施設において、指導者や経験すべき実務の内容について基準を定めたプログラムを作成することとしてはどうか。

検討に当たっての議論の整理

1. 作成したプログラムを認定する仕組みについてどのように考えるか。具体的には、誰が、どのような基準で認定するのか。
 - ・ 医師については、医師法（昭和23年法律第201号）において、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならないことが規定されている。さらに医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）において、指定を受けようとする病院が行う申請手続や具体的な指定の基準（「臨床研修の基本的な理念にのっとりた研修プログラムを有していること」「省令に規定する員数の医師を有していること」等）等について規定されている。
2. プログラムに必要な内容はどのようなものであるか。
 - ・ 当該プログラムの責任者やいわゆるスーパーバイザーとなる者の規定及びプログラムを実施する機関以外の施設における実務経験についての規定が必要であると考えられる。
 - ・ 大学院における実習の指導者や実習内容を参考にする場合、医療分野の施設が必須となっていることから、医療分野及びその他の分野の施設経験を含む内容であることが必要である。また、それぞれの分野で経験することについては、大学院における実習内容と同等以上となるように、時間や内容を定めることとなる。
3. 医療機関以外に就職した場合についてどのように考えるか。
 - ・ これまでの議論を踏まえると、実務経験のプログラムは医療機関（病院）が作成するものであることが想定される。
 - ・ 一方、司法・法務分野や行政機関においては、大学卒業後に入職し心理に関する業務（公認心理師法第2条に定める行為）に従事する場合が多く見られるが、当該機関においては、他分野での実務経験（外部で公務以外の

業務を行うこと)を含むプログラムを作成及び実施することは困難ではないか。

4. 期間の換算方法についてどのように考えるか。

- ・ 常態として勤務する週当たりの日数及び所定労働時間の目安を定めてはどうか。その場合、週何日間かつ何時間程度とするか。
- ・ 妊娠、出産、育児、傷病等により休止した場合の取扱いについて、医師の臨床研修の場合は、研修期間2年のうち90日までの休止を認めている。